

産業統計部会の審議状況について(報告)
(農業経営統計調査の変更)

資料 2

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 今回の変更に至る背景事情の確認	○ ある程度の期間における継続的な実施を想定して、前回変更(令和3年答申)がなされたにもかかわらず、2年あまりで、大きな計画変更が申請されたことから、その背景事情を確認 <p style="text-align: center;"><別紙参照></p>	●			<p>・農林水産省の説明</p> <p>① 調査対象者の高齢化や実査の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっており、 ② 更に、昨今の資材価格の高騰を受け、調査結果の早期公表が求められている 今回の申請は、これらの課題にスピード感を持って対応するために、報告者負担を考慮した調査の見直し、民間委託による事務負担の軽減、公表早期化を図るもの</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆資材価格高騰対策に求められるスピード感と、本調査の公表の早期化とを、同じ俎上で議論すべき話なのか。本調査の公表を2か月早期化することが、資材価格高騰への対応の答えになるのか。 ◆公表の早期化について、資材価格高騰以外にも理由があるのか。 ◆公表を早期化するために、民間委託が必要というロジックになっているように見えるが、民間委託することで早期化が図れるのか。仮に、そうだとすると、問題は結果精度の維持ではないのか。 ◆今回の公表早期化は、営農類型別経営調査のみが念頭におかれているが、生産費調査は早期化されないのか。</p>
2 計画の変更 (1)調査系統・調査方法の一部変更 ※専ら、営農類型別経営調査のみの報告者に係る変更。 営農類型別経営調査と生産費調査の報告者を兼ねている報告者については、基本的に変更なし	① 地方農政局等(注)を経由して行っていた調査に民間委託を導入 (注)地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター	●	●		<p>・引続き審議</p> <p>(農林水産省からは、①民間委託の範囲や、②民間事業者に対して「サポート」を予定している内容例、③原則郵送・自計調査(現在は80%以上の報告者について、他計調査で実施)に変更するに当たったの対応などについて説明がなされた。 しかし、①本調査における業務内容についての現行・民間委託後の比較、②委託後における農林水産省から民間事業者・報告者への「サポート」内容について詳細をまとめ、それに基づき、民間委託後における安定的な調査実施が見込まれるかどうかについて、再度審議することとなった)</p> <p>(注)自計調査：報告者自らが調査票に記入等する方法 他計調査：職員や調査員が聞き取り等により行う方法</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆原則郵送調査とのことであるが、農林水産省は、民間調査員の設置は必須と考えているのか。 ◆前回変更時に出ていなかった民間委託が、なぜ、今のタイミングで出てきたのか。 ◆職員や専門調査員が手厚く対応して成り立っている調査について、受託できる事業者はあるのか。事業者への教育も短期間では難しいのではないのか。 ◆報告者の8割以上について、他計調査で行われているものを、自計調査に変更して、正確に回答できるのか疑問。自計調査になることで、逆に報告者負担は増えるのではないのか。 ◆農林水産省は、報告者及び民間事業者へサポートする旨説明しているが、個別工程ごとに現在実施しているサポートと、今後予定しているサポートを整理してもらいたい。 ◆自計調査を原則とする場合、どのようなエラーチェックを考えているのか。 ◆今回の変更直後においては、職員によるサポートを行うことが可能かもしれないが、それを今後も継続することは容易ではない。また、報告者への支援策とされているプレプリントも、標本替え(令和9年調査)の際にはプレプリントできるデータは存在しない。 ◆今回の変更は、次回標本替えに向けて、報告者が変わらない中間年で試行調査を行おうとしているように見える。 ◆95%以上の回収を継続したいという農林水産省の意向は理解するが、実際にそこまで至らない場合を想定した対応は考えているのか。 ◆調査計画上、農林水産省の専門調査員と民間事業者の調査員が書き分けられておらず分かりにくい。</p>
	② ①の変更に伴って、調査票の配布・回収について、職員・調査員が関与する方法を改め、郵送を基本にする	●	●		

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
	③ オンライン回答について、e-Surveyの利用を追加		●		
	④ 次回標本替えに向けての対応		●		
(2)調査事項の変更	① 調査事項の整理・削減		●		
	② 個人経営体用調査票について、令和4年調査から導入したロングフォーム(詳細調査票)・ショートフォーム(基本調査票)を統合		●		
	③ プレプリント事項の拡充		●		
(3)集計事項の変更	○ 指定品目の集計について、品目に特化した集計から、単一経営の経営体の集計に変更		●		(第2回で審議予定)
(4)調査時期の変更	○ 個人経営体・法人経営体で分かれていた調査票の配布・回収の時期を基本的に統一		●		
(5)公表時期の変更	○ 令和4年調査の際に、調査実施年の10月から12月に繰り下げた概要の公表時期を10月に戻す		●		
3 過去の答申(※)における「今後の課題」への対応状況 (※)平成30年11月22日	○ 農業経営体全体の推計方法の妥当性等について、ベンチマーク更新時に検証・検討		●		

※部会日程

- ・第1回(第119回産業統計部会):令和6年1月29日(月)に開催
- ・第2回(第120回産業統計部会):令和6年2月9日(金)に開催予定
- ・第3回(第121回産業統計部会):令和6年2月19日(月)に開催予定
- ・[予備日]令和6年3月18日(月)

農業経営統計調査の変更の経過

- 1 本調査については、農林業センサス等の情報から報告者を選定し、原則5年間継続して報告を求める形で行われているが、令和4年調査（基本的に令和4年（度）を対象として、令和5年に実施する調査）における標本替えに先立ち、以下の変更がなされた。

（変更に係る答申は、令和3年7月30日）。

- ア 営農類型別経営調査の個人経営体調査票について、詳細調査票（ロングフォーム）と基本調査票（ショートフォーム）の2種類を設定
（①調査の担い手不足の減少により、事務負担の軽減、調査の効率化が求められていること、②その一方で、調査事項の大幅な削減が難しいこと、という相反する要求を両立させる調整案）
- イ 営農類型別経営調査及び生産費調査ともに最新の母集団情報を基に標本設計を見直し（調査全体の報告者数としては削減）
- ウ 概要の公表時期の繰下げ
（営農類型別経営調査について10月⇒12月。一部の生産費調査についても繰下げ）

（注）この変更に係る委員会審議の際、農林水産省から民間委託については触れられていない。

- 2 しかし、今回、前回の変更から3年に満たないタイミングで、以下の変更が予定されている。

〔営農類型別経営調査の変更〕

- ① 民間委託を導入
- ② 個人経営体調査票のロングフォーム・ショートフォームを統合
- ③ 概要の公表時期の早期化（12月⇒10月）等